

戦間期ルーマニア議会政治の隘路

藤 嶋 亮

【要 約】

ルーマニアも他のヨーロッパ諸国と同様に、第一次大戦中・大戦直後に大きな政治的・社会的変動（領土・人口の倍増、土地改革・男子普選導入）を経験した。にもかかわらず、戦前の支配体制が、人的連続性のみならず、その構造や作動様式の面でも驚くべき持続性を見せたところに、戦間期ルーマニア政治史の大きな特徴がある。本稿では、戦後における一定の変質を踏まえ、このような体制を「再版」寡頭的議会制と呼ぶ。しかし、驚異的復元力を見せた寡頭的議会制も、1930年代には徐々に腐蝕が進行し、機能不全に陥ることになる。確かに、このプロセスを促進したのは国王と軍団運動という議会制に敵対する勢力であったが、二大政党を中心とする議会・政党勢力も、具体的構想や刷新の意欲を欠き、分岐点となる局面で多くの判断ミスを犯すことによって、議会制のいっそうの空洞化や腐蝕を招いた。この結果、大衆政治の局面に差し掛かったまさにその時に、「再版」寡頭的議会制のみならず、議会政治・政党政治それ自体も、終焉を迎えることになったのである。

1. はじめに

1926年にポーランドとリトアニア、1929年にユーゴスラヴィア、1934年にエストニアとラトヴィア、1934/35年にブルガリア、そして1938年にルーマニアという順番で、東欧諸国においては相次いでクーデタが生じ、第一次世界大戦後に形成された議会政治・政党政治は、停止ないし廃棄された。このように、1938/39年の国家解体までデモクラシーを維持したチェコスロヴァキアを除けば、ルーマニアの議会制は、戦間期の東欧において異例の存続期間を誇っている。しかし、これは、ルーマニアの議会制の「強韌性」や、民主的な「潜在力」を意味している訳ではない。むしろ、議会制が政治空間において占めていた比重の低さや、大衆政治への移行が「遅延」したことが、ルーマニアの議会制の外見的な安定・存続に寄与したのである。

ルーマニアは、他の東欧諸国と同様に、第一次世界大戦中・大戦直後に大きな政治的・社会的な

変動を経験した。パリ講和会議に戦勝国として臨んだルーマニアは、膨大な領土を獲得し面積を二倍以上に拡大した。具体的には、ワラキア、モルドヴァ（モルダヴィア）からなる戦前のルーマニア「旧王国」に、新たにトランシルヴァニア、クリシャナ、マラムレシュ、バナートの一部（以上は旧ハンガリー領）、ブコヴィナ（旧オーストリア領）、バサラビア（英語ではベッサラビア、旧ロシア領）が加えられ、人口もほぼ倍増した。

1918年から21年にかけては、土地改革が実行されたが、この改革は、ソヴィエト・ロシアを除けば、当時の東欧諸国では最も徹底したものであり、ルーマニアにおける大土地所有をほとんど完全に一掃した⁽¹⁾。この背景には、ロシア革命波及への危機感に加え、第一次世界大戦による農民の動員と、1907年の大農民一揆の経験があった。さらに、1918年11月には、ルーマニアの政治発展の画期となるべき男子普通選挙が導入され、翌年11月に最初の総選挙が実施された。このようなかつてない政治的・社会的激動にもかかわらず、戦前（旧王国）の支配体制が、人的連続性のみなら

ず、その構造や作動様式・統治手法の面でも驚くべき持続性を見せたところに、戦間期ルーマニア政治史の大きな特徴がある。

これまでの研究では、1930年代のルーマニアの体制変動を分析する際、主として議会制民主主義の定着・発展を阻害する構造的脆弱性、つまり社会経済的発展の遅れや国際環境の影響、政治文化・「国民形成」問題の負荷などを強調するか、あるいは、体制変動過程の主として人物・個々の事件に焦点を当てた細かい叙述に力点が置かれてきた⁽²⁾。その反面、変動前の体制の構造・作動様式・特異性には十分な関心が向けられてこなかった。しかし、変動前の体制の明確化は不可欠であり、それにより初めて、「何から何へ」という変動が語り得る。その際、体制の性格を静態的に捉えるのではなく、その動態、とりわけ当該の時期において進行していた変化に着目することが重要であり、変動はその帰結として捉えるべきであろう。本稿では、まず、大戦後に形成されたルーマニア議会政治の特徴を、旧王国時代からの連続性の中に位置づけた上で、1930年代にその変容／腐蝕が進行し、遂には破綻するに至った理由について、主として議会政治・政党政治の作動様式という視角から分析を試みる。

なお、史料としては主に以下の四点を用いた。第一は、国王カロル2世及び、1930年代に首相を始めとする要職を歴任した一群の政治家たちのメモワール⁽³⁾、第二は、戦間期に発行された新聞雑誌・政党機関紙⁽⁴⁾、第三は、1934年から37年にかけての下院議事録⁽⁵⁾、第四は、ルーマニア国内情勢報告書を中心としたイギリス外務省文書である⁽⁶⁾。

2. 戦間期ルーマニア政治の構造的特質

2.1 寡頭的議会制⁽⁷⁾

19世紀後半のルーマニア政治は、次のような諸特徴を示していた。一方では、定期的に選挙が行われ、少なくとも財産と教養のある人々の間では、政治的寛容と政権交替に象徴される高い競争性が存在し、議会が政策の形成や決定、政治闘争の主

要な舞台となった。他方では、政治エリートは、専ら、大地主や法律家を中心とした専門職業人、官僚などの社会上層出身者であり、血縁関係などを通じて、政治社会における排他的な支配層・特権層を形成していた。彼らは、様々な手段を用いての選挙操作やクライエントリズムのネットワークにより、政治における主導権を保持・再生産し続けており、その意味では、安定した支配が継続していた。

その端的な表現が、国民自由党 Partidul Național-Liberal と保守党 Partidul Conservator による「政府輪番制 sistemul rotativei guvernamentale」である（両党は「統治政党 partidele de guvernământ」と呼ばれた）。両党が政治勢力としての一定の凝集性を備えるようになった1880年代後半以降、第一次世界大戦の勃発まで、安定的かつ高度にルーティン化された政権交替が繰り返された。これは、一見すると同時期のイギリスの二大政党政治と類似しているが、その実態・作動様式は大きく異なっていた。

まず、上述したように、両党を構成する政治家の社会的出自や、両党の支持基盤の社会経済的特性には、あまり明瞭な差異は見られない。また、両党は、基本的には党首を頂点とする人的関係を通じて維持される複数派閥の緩い連合体であり続け、しばしば個人的な対抗関係に起因する分裂が生じた。

さらに、「政権交替」の持つ意味も、議院内閣制が確立した諸国の場合とは、全く異なっていた。後者のように、選挙を通じ議会で多数を獲得した野党が新たに政権を担当するわけではない。そのような意味での「政権交代」は一度も生じていない。前後関係が逆であり、選挙前に政権交替が行われ、新内閣が総選挙を行い、与党が多数を占める「議会を作る face parlament」のである。それは次の手順で行われた。まず、議会の任期満了や明らかな失政等の政治問題が生じた場合、国王が新たな内閣を任命する。新内閣は、即座に総選挙を実施するが、選挙前に大規模な官職の移動を行うとともに、県知事及びコムーナ議員を与党系で固める。そして、選挙期間中は、内務省を中心とし

た行政・警察機構を駆使して選挙に干渉し、野党候補の運動を妨害するとともに、脅迫や買収により与党候補への票を確保し、場合によっては選挙結果も不正に操作して、安定多数を獲得するのである。

2.2 「再版」寡頭的議会制

このような寡頭的議会制の諸特徴は、第一次世界大戦後においても基本的には維持された。確かに、統治政党の一翼を担っていた保守党は、党内

における深刻な路線対立・派閥対立（1908年には保守民主党が分裂）や、大戦中の親独的態度のために打撃を受け、戦後の土地改革により完全に消滅した。しかし、国民自由党の統治政党としての地位は揺るがず、旧態依然たる統治手法も改められなかった。その典型が選挙操作であり、選挙のたびに投票の大幅なスイッチが起こり、政権与党が常に安定多数を確保するというメカニズムが継続していた（表1・2参照）⁽⁸⁾。

しかし、大戦前の寡頭的議会制が一定の変容を

表1：下院選挙の結果（1926-1928年）

| 政党名 | 1926年 | | 1927年 | | 1928年 | |
|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 得票率 | 議席数 | 得票率 | 議席数 | 得票率 | 議席数 |
| LANC | 4.76 | 10 | 1.90 | 0 | 1.14 | 0 |
| 国民自由党 | 7.34 | 16 | 61.69 | 318 | 6.55 | 13 |
| 国民同盟（国民党） | — | — | 1.02 | 0 | 2.48 | 5 |
| 人民党 | 52.09 | 292 | 1.93 | 0 | *1 | |
| 国民農民党 | 27.73 | 69 | 22.09 | 54 | 77.76 | 348 |
| 農民党（ルブ） | — | — | — | — | 2.48 | 5 |
| 労働者-農民ブロック | 1.49 | 0 | 1.14 | 0 | 1.35 | 0 |
| ハンガリー人党 | — | — | 6.28 | 15 | 6.08 | 16 |
| その他 | 6.59 | — | 3.95 | — | 2.16 | — |
| 総計 | 100.0 | 387 | 100.0 | 387 | 100.0 | 387 |

*1 国民党との選挙連合

出典：Ioan Scurtu/Gheorghe Buzatu, *Istoria românilor în secolul XX*, București 1999, pp.169, 179, 195 及び Ion Mamina, *Monarhia constituțională în România*, București 2000, pp.268, 271, 275 より作成。

表2：下院選挙の結果（1931-1937年）

| 政党名 | 1931年 | | 1932年 | | 1933年 | | 1937年 | |
|----------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 得票率 | 議席 | 得票率 | 議席 | 得票率 | 議席 | 得票率 | 議席 |
| 軍団運動 | 1.05 | 0 | 2.37 | 5 | — | — | 15.58 | 66 |
| LANC（民族キリスト教党） | 3.89 | 8 | 5.32 | 11 | 4.47 | 9 | 9.15 | 39 |
| 民族農業党 | — | — | 3.64 | 8 | 4.09 | 9 | *2 | |
| Gh・ブラティアヌ派 | 5.93 | 12 | 6.53 | 14 | 4.96 | 10 | 3.89 | 16 |
| 国民自由党 | 47.49 | 289 | 13.63 | 28 | 50.99 | 300 | 35.92 | 152 |
| 国民同盟 | *1 | | 2.28 | 5 | — | — | — | — |
| 人民党 | 4.82 | 10 | 2.16 | 4 | 1.58 | 0 | 0.83 | 0 |
| 農業同盟（農業党） | — | — | — | — | 2.46 | 5 | 1.70 | 0 |
| 国民農民党 | 14.99 | 30 | 40.30 | 274 | 13.92 | 29 | 20.40 | 86 |
| 農民党（ルブ） | 3.44 | 7 | 5.72 | 12 | 5.11 | 11 | *3 | |
| 急進農民党 | — | — | — | — | 2.78 | 6 | 2.25 | 9 |
| 民主農民党 | 2.75 | 6 | 1.3 | — | — | — | — | — |
| 社会民主党 | 3.25 | 6 | 3.38 | 7 | 1.26 | 0 | 0.94 | 0 |
| 労働者-農民ブロック | 2.52 | 5 | 0.32 | 0 | — | — | — | — |
| ハンガリー人党 | 4.75 | 10 | 4.75 | 14 | 4.01 | 8 | 4.43 | 19 |
| ユダヤ人党 | 2.19 | 4 | 2.26 | 5 | 1.29 | 0 | 1.42 | 0 |
| その他 | 2.93 | — | 6.04 | — | 3.08 | — | 3.49 | — |
| 総計 | 100.0 | 387 | 100.0 | 387 | 100.0 | 387 | 100.0 | 387 |

*1 国民自由党との選挙連合

*2 LANCと合同して民族キリスト教党結成

*3 国民農民党と合同

出典：Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, pp.235, 250, 280, 333 より作成。

遂げたのも事実である。それは、次の二つの点に明瞭に表れていた。

第一は、「輪番制」の基盤の狭隘化である。大戦後には、ルーマニア民族党 *Partidul Național Român*・農民党 *Partidul Țărănesc* といった一定の大衆的・地域的基盤を持った政党が登場したが、戦後体制の創設者である国民自由党の *I・I・C・ブラティアヌ*（以下ヨネル・ブラティアヌ）*I・I・C・Brătianu* は、両党を「輪番制」のパートナーである「統治政党」として認めず、政治システムに統合しようとはしなかった（できなかった）。寡頭的議会制のメカニズムにおいては、両党、とりわけ民族党へと枠組を広げ、拡大再生産が行われる可能性が存在したが、そうはならず、国民自由党は、その代りに大戦の英雄アヴェレスク将軍 *Alexandru Averescu* の個人政党である人民党 *Partidul Poporului* を、明らかに劣位のパートナーとして抱き込んだのみであった。

第二に、議会における与党多数派獲得のために、選挙制度それ自体の設計・操作に大幅に依拠せざるを得なくなった。1926年に国民自由党のヨネル・ブラティアヌ内閣は、次のような新選挙法を導入した。それはムッソリーニ政権の1923年選挙法に倣った「権威主義的な」選挙法であり、40%以上得票した政党に、「プレミアム」として自動的に議席の半分を与えた上で、残りの半分を、得票率2%の閾を超えた全政党に得票率に応じて分配することを定めていた。この結果、40%以上得票した政党が、議席の70%以上を確保することとなり、作為的に与党多数派が形成されることになった。

このような変容を踏まえ、本稿では、第一次大戦後の議会制については、「再版」寡頭的議会制と呼ぶことにする。

2.3 大衆政治への「突破」の遅延

それではなぜ、戦間期ルーマニアにおいては、一定の変容を被りながらも、寡頭的議会制が再生産されたのであろうか。

第一は、戦勝国となったことで伝統的支配層が勢力を保持したことである。とりわけ、その中心

勢力である国民自由党が、「大ルーマニア *România Mare*」の形成や憲法制定などの戦後体制の形成に主導的役割を果たしたことが、継続性を担保した。同党は、1875年の創設から戦間期にかけて、通算で37年余に及ぶ政権担当期間を誇る、文字通りの支配政党である。その間、国家官僚制を掌握し、その圧倒的な政治的・行政的資源を背景として、クライエンテリズムのネットワークを築くとともに、金融界を掌握し、それを梃子として、旧王国地域を中心とした産業界の支配も進めた。さらに、「大ルーマニア」形成後は、ブコヴィナ統一民主党やバサラビア農民党など新領土の有力政党を吸収合併し、いち早く全国政党化を実現した。

第二は、「遅れてきた農民政党」という問題である。ポーランド、ハンガリー、チェコ、ブルガリア、クロアチア、スロヴェニアなど、東欧の多くの地域では、世紀転換期に農民政党が形成され、大戦前には一定規模に達していた。特に、チェコやブルガリア、スロヴェニアなどでは、農民政党が協同組合組織網や地方組織を発達させ、農村に強固な基盤を築いていた。

それに比べて、ルーマニアは圧倒的な農業国であったにもかかわらず、大土地所有制とその上への保守・自由二大政党による寡頭的議会制が存続し、大戦前には農民政党が存在しなかった。ようやく、1918年12月、首都ブクレシュチに、ムンテニア諸県から160名を超える教員、司祭、富裕な農民が集まり、小学校教員協会の会長であったヨン・ミハラケ *Ion Mihalache* の指導の下、農民党が結成された⁹⁾。その後、農民党は全国政党化と国民自由党への対抗を目的として、ルーマニア民族党と接近した。後者は、1881年の結党以来、ハンガリー王国下のトランシルヴァニアにおいてルーマニア人の権利を擁護する運動を続け、同地域で圧倒的な支持を受けていた。1926年10月に両党の合同が実現し国民農民党 *Partidul Național-Țărănesc* が誕生すると、政治の刷新を求める国民の期待を文字通り一身に集めた。国民農民党は潜在的には戦後ルーマニアの議会制民主主義の支柱となりうる政党であった。しかし、同党は未だ農民層の中に深く根を張っておらず、しかも合同の

後には、農民の利益代表という性格を弱めた。実際、1928年11月に政権に就いた国民農民党のマニウ内閣 Iuliu Maniu も、世界恐慌に直面して有効な対策を示せず、農民に対して深い幻滅を与えることになった。

第三は、社会経済的な発展の遅れ、とりわけ土着の都市中間層の未発達と、人口の圧倒的多数（72%）を農民が占めるという社会構造の問題である。ここで注目すべきは、戦間期ルーマニアにおける識字率の低さである。1930年のセンサスによれば、ルーマニアの識字率は57.0%であるが、これはチェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド（それぞれ95.3%、90.4%、90.4%）に比べて極めて低水準であり、同じ南東欧のブルガリア（68.5%）よりも相当に低く、ユーゴスラヴィア（55.0%）と同程度である⁽¹⁰⁾。このような状況を背景として、各政党は選挙の際に、点と線を組み合わせた「幾何学的な」選挙標章の登録・表示を義務づけられ、文字を読めない有権者は、この選挙標章を頼りに票を投じたのである。これが上述した農民の組織化の遅滞と相俟って、普通選挙の機能不全に大きな影響を与えたと考えられる。

以上の三点は、1920年代におけるルーマニアと他の二つの南東欧諸国（ブルガリア・ユーゴスラヴィア）の政治的な分岐を説明する重要な要因でもある。

ブルガリアの場合、敗戦国となったことで伝統的支配層が深刻な打撃を受けた上に、世紀転換期以来、農民同盟が町村単位の地方組織「ドルジヴァ」や協同組合網の整備を通じて、農民の組織化を進めていたからである（識字率も相対的に高かった）。急速に台頭した農民同盟は、敗戦直後の二つの総選挙を制して政権を獲得し、軍部・右翼のクーデタで打倒されるまで、土地改革や教育改革など多くの改革を断行した（農民ポピュリズムによる寡頭的議会制の打破）。

これに対し、ユーゴスラヴィア（1929年までは、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」）は、戦勝国であり、その中心となったセルビア王国の統治システムを他地域に拡大適用したという点でも、ルーマニアと類似していた。それ

故、戦前からの支配政党であるセルビア急進党を軸とする寡頭的議会制が再生産される可能性も存在したが、ユーゴスラヴィアにはスロヴェニアとクロアチアという、他民族が多数派を構成し、尚且つ、一定の政治的動員を経験した地域が存在した（識字率に関しても、1931年の時点で、スロヴェニアが94.5%、クロアチアが68.5%）⁽¹¹⁾。この結果、セルビア系の政党は、両地域を代表するスロヴェニア人民党とクロアチア農民党の確固たる基盤を崩すことはできず、議会における単独過半数はもちろんのこと、多数派連合の形成も困難となった⁽¹²⁾。

2.4 君主制という要因

上述したように、19世紀後半から1920年代までのルーマニアの議会政治は、第一次大戦を挟んで、それぞれ寡頭的議会制・「再版」寡頭的議会制と特徴づけることができるが、その作動様式を大きく規定していたのが、君主制であった。ここではまず、そのメカニズムについて、マックス・ウェーバーによる君主制の類型論を足がかりとして検討してみたい⁽¹³⁾。ウェーバーは、近代ヨーロッパにおける君主制の類型を、大きく「議会制的君主制」と「立憲制的君主制」とに分け、それぞれを次のように規定している（後述するように、この「立憲制的君主制」という用語の指す概念内容は、イギリス型の「立憲君主制 constitutional monarchy」とは明確に異なっている）。

議会制的君主制は、「議院内閣制」を実質的内容とする君主制である。政党支配が貫徹しており、多数党の指導者と「彼によって指名される行政幹部一大臣、次官および時としては局長」が「政治的な」国家指導者を構成し、選挙を通じて、多数党からなる内閣が君主に対して「押しつけられる」。そこでは、君主の役割は、第一に、諸政党との交渉を通じて国家指導者を選択・任命し、指導者を「形式的に正統化する」こと、第二に、国家指導者の措置を「合法化する機関として機能する」ことの二点に限定される⁽¹⁴⁾。

立憲制的君主制は、議会を基礎とする政党による権力の掌握が不十分であり、君主が依然として、

「大臣任命をはじめとする官職任命権および軍統帥権の占有」など「固有の権力」を保持し、自立的な勢力としてとどまっているような統治形態である。「絶対主義的」君主制とは異なり、法律の制定や予算の決定を始めとする国政の諸領域において、君主の権力は議会の共同決定権によって制限されるが、行政府と立法府の妥協が成立しないといった政治の手詰りや限界状況において、「決定的権力を有している」のは君主である⁽¹⁵⁾。

このウェーバーの概念規定からすれば、ルーマニア近現代史における君主制は、立憲制的君主制の範疇に含めることができる。1866年／1923年憲法は、執行権を君主に帰属させるとともに、立法権についても「君主と上下両院から成る国民代表によって共同で行使される」と定めていた⁽¹⁶⁾。さらに、国王大権として、議会の解散・召集権、首相を始めとする大臣の任免権、勅令発布権、法律の承認・拒否権、大赦権、軍の最高指揮権、条約締結等の広範な権限が認められ⁽¹⁷⁾、それがしばしば実際に行使されたからである。ここではさらに、以上の二類型に加えて、ルーマニアにおける具体的な君主制の態様・作動様式に基づき、次のような立憲制的君主制の下位類型と、「国王独裁」という第三の類型を提示したい。

まず、立憲制的君主制を、君主の役割や行動様式から、「調停者モデル」と「親政モデル」に分ける。

「調停者モデル」においては、君主は、政治への直接的関与を抑制し、中立的・超党派の立場を保持した上で、議会と政府の間や政府内部、あるいは主要政治勢力の間で深刻な利害対立が生じた際に、これを調整・仲裁する役割を果たす。また、この調整／仲裁機能は、「元老的政治家」により代替される場合もある。「元老的政治家」とは、議会・政党のみならず宮廷においても確固とした基盤と大きな影響力を有し、場合によっては、建国・統一の「元勳」という意味での国民的威信も保持し、国王大権、とりわけ首班指名に関する大権の行使を実質的に代行する政治家と位置づけられる。

このモデルの特徴は、君主個人の資質や威信に、政治システムの安定が相当程度依存していること

である。君主は、自覚的に調停者・仲裁者として振舞う必要があり、政治過程に介入する場合には、時宜を得た、合意形成を促すような形での影響力行使が必須となる。これには、君主としての地位に基づく威信と同時に、彼個人の資質や実績により形成された威信も重要な役割を果たす。それ故、即位直後の数年間は、流動的な時期が続くのが通例である。以上のような、君主個人、つまりは政治システム全体への負荷を軽減する役割を果たすのが「元老的政治家」である。しかし、そのような役割を果たし得る政治家が常に存在するわけではなく、さらには、その存在によって、政治システムの安定が、個人の資質や威信に大きく左右されるという根本的な問題が解決されるわけではない。

もう一つの下位類型が、「親政モデル」である。憲法上は、「君主無答責」と（副署による）「大臣の責任制」が規定されており、厳密な意味での「親政」は困難であるが、君主が自らの意思で、首相及び大臣の任免といった、憲法に列挙されている広範な国王大権を実際に行使するとともに、（関心のある領域の）政策決定の場に直接的に関与し、その主導権を握るといった行動を示す場合、これを「親政モデル」と呼ぶことにする。

このモデルでは、「調停者モデル」以上に、君主個人の資質や威信、「政治家」としての力量が問われることになる。さらに、君主自身が政治対立及び権力闘争の当事者となり、政治的責任を直接問われる、あるいは、激しい政治的攻撃を受ける危険性が常に存在する。

以上は、立憲制的君主制の下位類型であるが、議会制的君主制と立憲制的君主制と並ぶ第3の類型として、「国王独裁」（「権威主義的君主制」）を挙げることができる。これは、君主制の作動様式としては、「親政モデル」と多くの類似点を持つが、第一に、議会が閉鎖されているか、存続している場合でも、議会の権限・役割が完全に形骸化している、第二に、政党の結成や活動が法的に禁止されている、という二つの点で、立憲制的君主制との間にも、明確な断絶が存在する。

次に、ルーマニア近現代史における三人の君主

について、このモデルに基づいて簡潔な分析を行い、本稿が対象とするカール2世の問題点を浮き彫りにしたい。

近代ルーマニア君主制の実質的出発点は、ホーエンツォレルン・ジグマリンゲン家出身のカール（カール）が「公」として迎えられ、ベルギーの憲法に範をとる新憲法が制定された1866年に求められる。その後、48年間に及ぶカール1世の治世において（1881年以降は「国王」の称号）、最初の5年間は「親政モデル」に合致するような能動的・積極的な権力行使が見られたが、1871年に、退位寸前にまで至った内政上の危機を経験して以降は、次第に「調停者モデル」が中心的な作動様式となった⁽¹⁸⁾。国民自由党のI・C・ブラティアヌ（ヨネル・ブラティアヌの父）などが「元老的政治家」としての役割を果たした時期もあるが、主として国王自身が調整・仲裁機能を果たしていた。同時期に発展した寡頭の議会制、とりわけ二大政党の「輪番制」は、「調停者」としての君主の役割と親和的・相補的であった。

第二代国王には、カール1世に実子がいなかったため、彼の甥であるフェルディナンドが即位した。フェルディナンド1世（位1914-1927）の治世においても、「調停者モデル」が主たる作動様式となったが、彼の場合、その政治的判断や実践において、典型的な「元老的政治家」である国民自由党のヨネル・ブラティアヌに全面的に依拠していた⁽¹⁹⁾。

フェルディナンドの後継者となったのが、その長男カール（カール2世）であった。しかし、この王位継承は極めて変則的な形で行われ、政治システム全体に関わる深刻な危機を引き起こすことになった。その直接的な原因は、カールの性格にあった。彼は、まず、第一次大戦中に軍人の娘と「駆け落ち」し、王位継承権を放棄する意思を示した⁽²⁰⁾。この結婚が無効とされた後、ギリシア王女エレナと結婚し、長男ミハイをもうけたが、その直後にエレナ・ルベスクを愛人にした⁽²¹⁾。彼女に離婚歴があり、ユダヤ系と見られていたこともあって、自由党のヨネル・ブラティアヌ内閣は、カールが王位継承者に相応しからぬ結婚生活を送っている

と非難し、宮廷からも孤立していたカールは、再度、王位継承権の放棄を宣言するに至った。この結果、1926年1月、「王位継承除外法」が上下両院で可決され、カールは継承権を失うとともに、亡命生活に入った⁽²²⁾。その後、1927年にフェルディナンドが死去すると、規定に従い、当時5歳であったミハイが即位し、摂政府が統治権を行使することになった。しかしカールは、1930年6月に突然帰国し、自ら即位を宣言する。

このように、純然たる私的な理由から二度にわたり継承権を放棄し、判断・行動の基準としても個人的な好悪の感情を優先させるカールの性格は、中立的立場からの調停・仲裁という役割には適合的ではなかった。さらに、先の二代の国王が有していた、「建国・統一の父」という威信も欠けていた。これは、「調停者モデル」を前提とした場合、まさに「元老的政治家」の登場が要請される局面である。しかし、カールは、感情と政治志向の両面において、「元老的政治家」を拒否していたのである。

カールは、父王の宮廷や「元老的政治家」ヨネル・ブラティアヌと険悪な関係にあり、それは継承権剥奪により決定的となっていた⁽²³⁾。したがって、フェルディナンド時代の君主制のあり方に対する彼の判断・心証は極めて厳しいものであり、実際問題としても、ブラティアヌ家との対立は、「元老的政治家」の供給源の狭隘化を意味していた。

次に政治志向であるが、思想面では、彼の恩師であるラドゥレスク＝モトルやニコラエ・ヨルガに代表される正統的・保守的ナショナリズムの影響を受けており、西洋的形式の不適切な借用、つまり、既存の議会制民主主義に厳しい批判を向けていた⁽²⁴⁾。また、既成の政治勢力とは袂を分かった新世代の代表として振る舞うことを好み、即位直後から「新しく、若く、清新な世代」と協力してルーマニアを統治する意志を表明していた。亡命中に見聞きしたムッソリーニのファシズムにも大きな関心と共感を寄せ、ヒトラー内閣の誕生にも肯定的評価を与えていた⁽²⁵⁾。しかし、ファシズムの信奉者であったわけではなく、その政治観は

ラドゥレスク＝モトルの「ルーマニア主義」により近いものであり、実際の政治体制としては、国王が権限領域を拡大し、政治的イニシアティブを掌握した上で、それを青年運動や人民投票により表明される国民大衆の支持で補完するといった、いわば人民投票的・ボナパルティズム的支配を思い描いていたものと考えられる。

つまり、カロール2世の下では、「議会制的君主制」への移行はもちろんのこと、「立憲制的君主制」の「調停者モデル」が安定的に作動するための条件が不十分であった。それ故、その時々々の政治状況と政治勢力の配置に左右されつつ、また紆余曲折を経ながらも、君主制の作動様式は次第に「親政モデル」へと傾斜していくのである。

2.5 「二重の」挫折

このような「再版」寡頭的議会制には、いかなる政治的發展／変容の可能性が存在したのであろうか。戦後体制が一応の安定を見た1920年代後半の時点では、次の三つの方向性が存在したと考えることができる。

第一は、より広範な大衆の政治参加を前提とした議会制への「突破」であり、このオルタナティブを体現していたのが、国民農民党のマニウ政権であった。具体的には、20年代半ばまでに形成された君主制の「元老モデル」と「再版」寡頭的議会制は、1927年に国王フェルディナンド、ヨネル・ブラティアヌの相次ぐ死と国民農民党の急速な台頭によって危機を迎える。この結果生じた政治の流動化という好機を捕らえ、マニウ政権が誕生する。大衆政治への「突破」を試みた同政権は、戦間期における民主化の頂点に位置づけられるが、その試みは頓挫した。まず、議会政治・政党政治のイノベーションとしては、自由かつ公正な選挙の実施と1926年選挙法の廃止が重要であったが、最初の選挙を例外として、国民農民党政権下でも選挙干渉は継続し、選挙法改正も試みられなかった。これに対し、君主制に関しては、マニウは「議会制的君主制」への移行を模索し、十分な威信と権力基盤を欠いた摂政府の下、それが実現する可能性も存在した。しかし、この試みも、カロールの

帰国とその後の行動により挫折するのである。

第二は、「再版」寡頭的議会制の拡大再生産である。これが最も蓋然性が高かったように思われるが⁽²⁶⁾、1930年以降、政権交替と選挙という二つの重要な局面において、「再版」寡頭的議会制は次第に機能不全を示すようになる。

まず、カロールの帰還・即位以降、政権交替のパターンが著しく不安定化した。その主たる原因は、国王の積極的な政治介入と「元老的政治家」の欠如に求められる。この意味でも、「元老的政治家」の数少ない候補であったドッカ首相（国民自由党党首）が、1933年総選挙の直前にファシズム運動である軍団運動（鉄衛団）*Mișcarea legionară*を非合法化し、それへの報復として同年末に軍団員によって暗殺されたことは、「再版」寡頭的議会制の安定化にとって打撃となった。さらに、カロールとの対立により、二大政党の中心勢力（国民自由党のブラティアヌ派・国民農民党のマニウ派）が実質的に政権から排除されたことによって、「再版」寡頭的議会制の基盤は狭隘化した。

選挙においても、緩慢ではあるが重要な変化が生じていた。20年代後半には、国民自由党と国民農民党の二大政党が得票率の80%以上を占めており、小政党のつけ入る余地はほとんどなかった。しかし、世界恐慌が波及した30年代に入ると、既成政党の分裂や小政党の参入により、政党システムの一定程度の破片化と、左右の急進勢力、とりわけ極右勢力の伸長が見られた。この結果、与党が「議会を作る」能力は、徐々に低下することになったのである。

第三は、実質的に議会制そのものを廃棄するという選択である。これは伝統的な政治システムからの根本的な断絶を意味しており、20年代後半の時点では、その実現可能性は高くなかった。しかし、「二重の」挫折、つまり、「大衆政治」への突破と「再版」寡頭的議会制の拡大再生産の双方が挫折したことにより、次第に有力なオルタナティブとして浮上してくるのである。

3. 「再版」寡頭的議会制融解の政治過程

3.1 体制の漸進的権威主義化

この「二重の」挫折の結果、続く1933年から1937年にかけての時期に、君主制の「親政モデル」への傾斜と「再版」寡頭的議会制の腐蝕が急速に進行し、遂には寡頭的議会制の最終的破綻へと至る。この過程について、まず本節では、国王と政府／与党の行動を中心に説明し、野党第一党・国民農民党の行動については次節で分析を試みる。

(1) 国王：権力領域の拡大

国王カロル2世は、「再版」寡頭的議会制の腐蝕過程において極めて重要な役割を果たした。広範な国王大権の存在と、カロル2世による積極的な政治介入によって、「再版」寡頭的議会制のメカニズムが混乱したからである。さらに、政治における国王の役割はどうあるべきかという問題が、政党間および政党内部における主要な対立軸を構成し、それが議会制を擁護しようとする政治勢力、即ち国民農民党と国民自由党・「老人派」（後述）にとって大きな負荷となった。とりわけ、以下の三点が「国王問題」の焦点となった。

第一は、閣僚や軍・治安機関の要職の任免権の問題である。1923年憲法においては、首相を始めとする大臣の任免権や軍隊の最高指揮権を含む広範な権限が、国王大権として認められていた。この権限を積極的に活用するか否かは、政治状況や国王の志向に左右されたが、カロルは即位以来一貫して、人事面での影響力の拡大を積極的に試みた。その手足となったのが国王の「取り巻き camarila」であり、カロルは内閣の人事に介入して、彼らを政府、とりわけ治安機関の要職に就けることに固執した。その典型が、首都警視總監のマリネスク將軍や治安警察隊監察長官のドゥミトレスク將軍などである。このような露骨な干渉は、首相との軋轢を生む危険性を孕んでおり、実際、二度にわたるマニウ内閣退陣の重要な契機となった。さらに、国王の意を受けて、国王周辺や国民自由党のタタレスク内閣においては、国王大権を拡大する

ための憲法改正の動きが顕在化した。これに対しては、護憲運動という形での反国王運動が盛り上がる結果となった。

第二は、各政党の内部問題に対する干渉である。カロルは、彼に好意を抱く政治家や将来利用できそうな政治家を露骨に優遇し、二大政党はもちろんのこと、保守党のような小政党内部にも親国王派を育成するとともに、時には情報提供者をも獲得した。このようにして形成された親国王派は、後に国王独裁の主要な担い手となるであろう。さらに、「取り巻き」を用いて、政党の分裂ないし合併工作が行われることもあった。とりわけ、国民農民党からのヴァイダ派の分裂や、両極右政党（LANCと民族農業党）の合同による民族キリスト教党創設の背後には、宮廷の意向や国王側近の働きかけが存在した。

第三に、首相任免権を始めとする広範な大権を有し、尚且つ、それを積極的に行使しようとする国王に対して、政党勢力が対抗することは、そもそも困難であった。それは政権獲得の機会の大幅な減少を意味するからである。したがって、国民自由党内部においては、親国王派である「青年派」が主導権を握り続け、次第に国王の権力領域の拡大を受容・促進する傾向を示すようになる。これに対し、議会制の擁護を積極的に主張し、国王との間にも一定の距離を置いていた野党国民農民党の場合、政権到達にはより高いハードルが存在した。国王に政権交代を「押し付ける」ためには、少なくとも、主要野党勢力の糾合同、1928年の大集会に典型的に見られるように大衆動員力を誇示することが必要であった（後述）。しかし、この時期の国民農民党には、政治的に有効かつ有意な提携勢力は存在しなかった。さらに、同党が分裂に見舞われたことは、その政治力を損なう結果となった。

(2) 政府：「例外体制」の常態化

1933-37年の時期に政権を担当したのは、国民自由党のギョルゲ・タタレスク Gheorghe Tătărescuであったが、彼の首相任命は、政界において驚きをもって迎えられた。大方の予想では、暗殺され

たドゥカの後継党首の選出を待つか、ドゥカ内閣の財相で、副党首のディヌ・ブラティアヌ（ヨネル・ブラティアヌの弟）を首相に指名するかの、いずれかが有力視されていたからである⁽²⁷⁾。しかし、国王は、自分の帰国に反対し、即位後もあまり協力的ではなかった同党内部の「守旧派」、つまりディヌ・ブラティアヌを中心とする「老人派 bătrâni」を首相に指名することには抵抗があった。他方で、国王に積極的に協力する姿勢を見せていた「青年派 tineri」には好意を抱いており、その中心人物であるタタレスクを首相に指名したのである。同時にこれは、国民自由党内部の亀裂を広げるための、彼一流の分割統治戦術でもあった⁽²⁸⁾。

1934年1月5日に発足したタタレスク内閣は、治安・秩序の回復と緊張緩和を最優先課題として掲げ、以下のような治安措置や特別措置を講じたが、これは「例外体制 regimul excepțional」の常態化と市民的自由の制約、議会政治の空洞化に道を開くものでもあった。

① 戒厳令

戒厳令に関しては、憲法において「国家が危機に瀕した場合には、法律によって、全般的ないし部分的な戒厳令を布告することができる」（第128条）と規定されていた⁽²⁹⁾。実際、歴代内閣においても、共産主義者の扇動や、新領土の不穏な状況などを理由として、頻繁に戒厳令が布告されたが⁽³⁰⁾、党利党略から濫用されることも少なくなかった⁽³¹⁾。しかし、タタレスク内閣の場合、これらの先例とは重要な相違点が存在した。それは、戒厳令の導入が、より制度化され、恒常化したことである。ドゥカ暗殺の翌日に、閣議決定及び国王勅令という形で戒厳令が布告されていたが、これを事後承認するための法案が議会に提出され、1934年3月16日に公布された⁽³²⁾。同時に、この法案は、政府に対し、全国ないし特定地域に半年間の戒厳令を布告する権限を認めるとともに、国王勅令によって、いかなる場合であれ、戒厳令を解除ないし再布告できると規定していた⁽³³⁾。

実際、その半年後の1934年9月15日には、「平穏を完全に確保するためには、現在の状況では、

治安措置の継続が必要である」との理由で、議会との事前協議なしに、戒厳令の半年間の延長が閣議決定され、国王勅令という形で布告された⁽³⁴⁾。その後も、半年毎に戒厳令は更新され、タタレスク内閣の下で、戒厳状態が常態化することになる。

② 検閲

1923年憲法は、新聞及びすべての出版物に対する検閲や、その発禁ないし差し止めを禁じていた⁽³⁵⁾。しかし、同時に、殺人及び反乱の直接的な扇動に加え、国王及び王族、外国元首及び使節、私人及び公人の私生活や個人的尊厳に対する誹謗中傷は処罰されると規定しており⁽³⁶⁾、これを根拠として、歴代内閣は、戒厳令と同様に検閲を実施してきた⁽³⁷⁾。したがって、タタレスク内閣も、戒厳令の布告と同時に、全国の新聞及びあらゆる出版物に対する検閲を導入した。検閲の基準は曖昧で、事実上、王室及び現政権にとって不都合と見なされた内容全般が検閲対象となるなど、恣意的な運用が目立った。さらに、憲法において、通信の秘密は不可侵とされていたにもかかわらず⁽³⁸⁾、電話が盗聴されていることは公然の秘密であった⁽³⁹⁾。このような「例外状態」については、当然、立憲的法治国家や議会制民主主義の原則を踏み踰るものとして、野党はもちろん、与党内にも根強い反対意見が存在した⁽⁴⁰⁾。しかし、政府は厳しい批判の矢面に立たされながらも、戒厳令と同様に検閲制度を継続していくことになる。

③ 「国家秩序防衛法」

左右の急進主義的運動、とりわけ共産党と軍団運動を直接の標的として、1934年4月7日に制定されたのが、「国家秩序防衛法」である。同法はまず、以下の条件に該当する政治団体は、閣議決定によって解散させられると規定し、さらに、解散させられた政治団体及びその構成員に対しては、徹底した抑圧措置が列挙されていた⁽⁴¹⁾。

1. そのイデオロギーの宣伝ないし綱領の遂行のために、国家の秩序ないし社会秩序を危うくするような組織的暴力行為を準備ないし実行しようとする団体。

2. 国家の政治秩序や社会秩序の暴力的破壊を宣布しようとする団体。
 3. その宣伝ないし活動において、武装闘争の形態を組織ないし採用する団体。
 4. 解散させられた団体の名称を使用する団体。
- 加えて、秘密結社の結成が禁止されるとともに、秘密結社への加入自体が犯罪を構成するとされ、半年以上1年以下の禁錮に処すると規定された⁽⁴²⁾。
- 同法は、政府に集会・結社の自由を始めとする多くの市民的権利を制約する権限を与えており、治安機関によって、拡大解釈や権限の濫用が行われる大きな危険が存在した⁽⁴³⁾。

④ 「授権法（全権法）」

議会政治の空洞化にとって重要な意味をもったのが、1934年7月9日に制定された「授権法（全権法）」である。この法律によって、政府は、議会休会中の期間、閣議決定（内閣日報）に基づき、国王勅令によって、以下の措置を講じる権限を付与された⁽⁴⁴⁾。

1. 「公務及び公的機関の簡素化並びに合理化」を意図した、官庁及び公社・公庫の統廃合や削減。
2. 上記の措置や、物品費、人件費、その他の支出の削減による、中央官庁及び公社・公庫の予算の修正。

政府は、この法案の提出理由について、恩給及び官吏給与の支払のための国家支出が、「極限まで達した」ことにより、「財政的、経済的再建のための断固たる救済策を、早急に講じる必要がある」と説明した⁽⁴⁵⁾。しかし、同法案の内容は、立法権限の政府への委譲ともいべき事態を意味したために、議会での法案審議において、与野党双方の議員から猛烈な批判を浴びることとなった。

議会審議において、野党は、緊急命令による統治は違憲であり、とりわけ、予算に修正を加えるための全権委任は、下院の最も重要な権限に対する重大な侵害であると非難した⁽⁴⁶⁾。例えば、コンスタンティネスク＝ボルデニは、この法案は、国家組織や経済生活の「相当な領域」を、緊急命令による統治に従わせるが故に、「危険で、反立憲的、

反自由主義的かつ無益」であり、議会には、「このような特権及び権限の重大な削減を受けるいわれはない」と主張した⁽⁴⁷⁾。より重要なのは、与党内にも根強い批判が存在したことであり、法案作成時において、党内反対派が、閣議中の首相に対し、抗議に訪れるという異例の事態が生じた⁽⁴⁸⁾。

そして、法案の運用や政府の行動は、与野党の反対派の危惧を裏づける結果となった。1934-35年には21、1935-36年には45もの緊急命令がそれぞれ発令された上に、その多くが議会の開会直前に発せられた⁽⁴⁹⁾。内容においても、省庁再編といった狭義の行政改革にとどまらず、国民の経済活動や社会生活への国家介入の強化に繋がるような、広範かつ論争的な政策を含んでいた⁽⁵⁰⁾。さらに、個々の緊急命令は、互いに異なる政策領域を対象としていたにもかかわらず、一つの法案に纏められ、一括表決を求められたために、法案審議に大きな制約が課せられることとなった⁽⁵¹⁾。

タタレスク内閣は、緊急命令を濫発するとともに、議会審議を軽視する姿勢を示した。議会において、与党が絶対多数を占めていたことを考慮すれば、この強引な手法は、議会内の脆弱な野党以上に、与党内の反対派の抑え込みを意図していたと考えられる⁽⁵²⁾。結果的に、一括表決という方式も相俟って、全ての緊急命令が議会の承認を受けるとともに⁽⁵³⁾、立法権限の政府への委譲という、議会政治にとって危機的な事態が進行した。

(3) 国民自由党：「青年派」対「老人派」

タタレスクに組閣の大命が下った翌日、ディヌ・ブラティアヌが、国民自由党の新党首に選出された。首相と党首が異なるのは同党の歴史においても異例の事態であったが、中央委員会もこれを承認し、首相タタレスクと党首ディヌ・ブラティアヌの二頭制、あるいは「青年派」と「老人派」の一時的妥協が成立した。

タタレスクの首相任命により表面化した両派の対立の背景には、「戦前世代」のディヌ・ブラティアヌと、「戦後世代」のタタレスクという両指導者の年齢に体现される世代対立が存在した。つまり、「老人派」がブラティアヌ家に象徴される貴族

(ボイエリ) 支配の伝統を色濃く残していたのに対し、「青年派」はより職業政治家という性格が強かった⁽⁵⁴⁾。しかし、それ以上に重要な相違点が存在した。

第一は、上述したように、国王に対する態度である。とりわけ、1934年から35年にかけて浮上した、国王大権の拡大や上院への勅任議員の導入などを目指した憲法改正の動きに対して、「老人派」は抵抗を試み、ディヌ・ブラティアヌは、「そのような冒険行為」には参加できないと断言した⁽⁵⁵⁾。

第二は、経済界との関係である。1930年代の半ば以降、ルーマニア経済では重工業部門が目覚ましい発展が見られたが、その生産物の大部分は国家の用途に充てられた⁽⁵⁶⁾。したがって、重工業部門、とりわけ、軍需産業の企業家にとっては、政策決定に影響力を行使することが死活的な重要性をもった。実際、ルーマニア冶金業・鉱業連盟の中核を占めるマラクサやアウシュニット、ジグルトゥなどの大企業家は、国王の「取り巻き」を形成し、兵器や軍需品を独占的に受注するとともに、「青年派」とも密接な関係を築いた⁽⁵⁷⁾。他方、「ルーマニア銀行」を中心として、主として消費財生産工業の経済的利益と結び付いていた「老人派」は、金融恐慌の影響もあり、経済的基盤の面でも守勢に立たされることとなった⁽⁵⁸⁾。

第三は、1930年にカロルの即位を積極的に支持して国民自由党から分裂していた、ギョルゲ・ブラティアヌ派との再統合問題である。1934年の前半には、反国王派に転じたギョルゲ・ブラティアヌ(ヨネル・ブラティアヌの息子)とディヌ・ブラティアヌの間で接近が試みられたが、反国王派の提携及び国民自由党内部での「老人派」の巻き返しを危惧した国王とタタレスクは、この動きを執拗に妨害した⁽⁵⁹⁾。

このようにタタレスク内閣の党内基盤は決して強固ではなかったが、国王の全面的な支持により、4年間の任期を全うすることとなる。その間、1934年10月、1936年8月、1937年11月の三度にわたる内閣改造を経て、ディヌ・ブラティアヌに近い政治家(「老人派」)の影響力を削ぐとともに、「青年派」の政治家を積極的に登用していった。

3.2 「再版」寡頭的議会制の腐蝕の進行

(1) 国民農民党のイニシアティブ喪失

1935年の後半から翌36年前半にかけて、国民農民党から離党したヴァイダ＝ヴォエヴオドによる「ルーマニア戦線」(ヴァイダ派)の創設、民族キリスト教党の結成、軍団運動による合法政党の創設や「勤労キャンプ」(青年の奉仕活動)の全国展開という形で、右翼陣営の再編・強化が進行した。このような極右勢力の攻勢の矢面に立たされたのが、国民農民党であった。極右紙によって、その「左翼的」性格や「反君主制的」活動が非難されるとともに、同党の集会や選挙運動が、民族キリスト教党の「青シャツ」や極右学生による襲撃の標的とされたからである。さらに、極右勢力とタタレスク内閣や宮廷との結びつき、とりわけ右翼連合政権の可能性が生じたことは、同党の危機感を一層強めることになった⁽⁶⁰⁾。

その結果、国民農民党は、同党が大衆の間で享受している人気と影響力を誇示して、右翼の「冒険主義的」試みを阻止するとともに、同党による即時の政権樹立を要求するため、議会初日の1935年11月14日に、ブクレシュチで大規模な示威集会を開くことを決定した⁽⁶¹⁾。これは、国民農民党、とりわけミハラケを党首とする現執行部にとって、極めて重要な意味を有していた。つまり、国王が首班指名権を持ち、選挙での与党の多数確保を前提とする政権交替様式においては、国王の格別の好意や現政権による明白な失政といった機会を除けば、大衆動員による示威行動以外に有効な圧力手段、政権獲得に向けての選択肢が存在しないからである。同時に、その有効性は、1928年春における一連の「大農民集会」でも実証されていた。

一転して守勢に回ることになった民族キリスト教党は、国民農民党の集会と同日同所において、対抗集会を開催することを決定した⁽⁶²⁾。これを受けて、政府は、開催日が議会初日に当たることと、両党の大会参加者の間での衝突が予想されることを理由として、両党に対し、集会期日の変更を求めた。民族キリスト教党はこの勧告を受け入れ、集会を中止したものの、国民農民党は断固として

拒否した⁽⁶³⁾。ここにおいて、国王カロルが直接の介入を決意する。ミハラケを宮廷に呼んだ国王は、2時間半に及ぶ話し合いの中で、彼に翻意を促すとともに、立憲制度の堅持と次期内閣を国民農民党に委ねる意図があることを表明した⁽⁶⁴⁾。さらに、国民農民党は、「危機の時期における、第一の、そして最も重要な要素」であり、ミハラケを、同党における「最も信頼できる政治家」と考えていると述べた⁽⁶⁵⁾。最終的に、ミハラケは国王の説得に応じ、常任代表会議において、「政治状況が変化した」として、示威集会の延期が決定された⁽⁶⁶⁾。

しかし、「大農民集会」の中止は、国民農民党に深刻な打撃を与える結果となった。まず、首都での集会に向けての準備を進めていた一般党員・支持者の間には失望が広がり、著しい士気の低下をもたらした。さらに、ミハラケは首班指名の言質を得たわけではなく、マニウを筆頭とする党幹部の間では、当初から国王に「欺かれた」との評価が一般的であった⁽⁶⁷⁾。事実、数カ月が経過しても、宮廷からの政権の打診は行われなかった。ここに、同党は政権獲得に向けての当面の展望を喪失し、ミハラケは求心力を大幅に失うことになるが、これは重大な帰結をもたらした。マニウの反国王運動とヴァイダ＝ヴォエヴォドの急進的民族主義の双方に距離を置きつつ、待機主義と大衆動員を組み合わせたミハラケの戦術に政権獲得の望みを託していた、「中道派」の離反が始まったからである⁽⁶⁸⁾。その筆頭が同党の次世代の指導者と目されていたカリネスク Armand Calinescu である。彼は、「大農民集会」の挫折によって、政権獲得が「国王のイニシアティヴ」に完全に依存しているということを「痛感」し、党指導部に対して「王冠の好意を獲得する路線」を最優先すべきと主張するとともに、徐々に宮廷への接近を試みることになる⁽⁶⁹⁾。

(2) 「人民戦線」と国民農民党の隘路

極右の攻勢に直面し、当面の政権展望も失った国民農民党にとって、この時期唯一の提携相手として浮上したのが左翼勢力であった。国民農民党内部からも「民主的・反ファシズム的」勢力の共

闘を主張する声が見られたが、共産党の側からより積極的な働きかけがなされた。直接の契機は、1935年夏のコミンテルン第7回大会における、反ファシズム人民戦線戦術の提唱である。これを受けて、地下活動を続けていた共産党のイニシアティヴの下、「耕民戦線」、「ハンガリー人労働者同盟（マドス）」、「社会党・ポポヴィチ派」の3党と共産党の合法別組織である「民主ブロック」の間で、「人民戦線」協定が締結された⁽⁷⁰⁾。これは、農民政党、少数民族政党から共産党までの幅広い勢力による、初の提携の試みであったが、政治勢力としては取るに足りない存在であった。ポポヴィチ派は旧社会党の残滓、マドスは「ハンガリー人党」から離脱した一分派に過ぎず、農民の支持が見込まれた「耕民戦線」もフネドアラ県の地域政党に止まっていた。したがって、大衆運動に脱皮するためには、社会民主党及び国民農民党との共闘が不可欠であった。

「人民戦線」拡大の触媒となったのは、極右勢力の攻勢であった。1936年の初めに相次いで補選が行われたが、その初戦となったスチャヴァ県の上院補選において、「青シャツ」を着用した民族キリスト教党の実力部隊が、暴力によって対立陣営の選挙運動を威嚇・妨害し、騒擾を引き起こした。与党候補の存在にも拘わらず、政府がいかなる対応措置もとらなかったために、国民農民党がこの明白な違法行為の矢面に立たされることとなった⁽⁷¹⁾。危機感を抱いた同党指導部は、極右の暴力行為に対抗するための「農民防衛団」創設を決定するとともに⁽⁷²⁾、続くメヘディンツィ県とフネドアラ県の下院補選での左翼勢力との共闘に踏み切った。とりわけフネドアラにおいては、「人民戦線」に社会民主党を加えた5党と国民農民党の県組織の間で、「反ファシズム」を目的とする公式の協定が結ばれるに至った⁽⁷³⁾。この結果、フネドアラでは、国民農民党が圧勝を収めるとともに、メヘディンツィにおいても、同党左派の領袖ルプが、民族キリスト教党の党首ゴガとの接戦を制した⁽⁷⁴⁾。

この二つの補選では左翼勢力と国民農民党の共闘が実現し、「人民戦線」は一定の成功を収めた。

しかし、萌芽状態にあった「人民戦線」が、これ以上の成長を見せることはなかった。国民農民党が「人民戦線」に加わることを拒否し、県レベルでの選挙協力にも消極姿勢を示したからである。

そもそも、国民農民党には、大衆的基盤をもたない左翼勢力と選挙協定を結ぶ利点は乏しかった。

「人民戦線」発祥の地で、左翼勢力が一定の基盤を有していたフネドアラ県が、むしろ例外であった。これに対し、共産党との提携には高い敷居が存在した。コミンテルンの指令を受けた同党が、バサラビア、ブコヴィナ、トランシルヴァニア、ドブロジャという新領土の「民族自決」、つまりルーマニアからの分離を支持していたからである。この結果、右翼勢力のみならず、一般のルーマニア人の間でも強い不信感を抱かれていた。共産党側もこれを理解しており、人民戦線戦術の採用と同時に、バサラビアを除く分離要求を控えていたが⁽⁷⁵⁾、やはり、反共を旗印とする極右勢力に格好の攻撃材料を与えることになった。補選直後の下院討論では、ゴガが、国民農民党が獲得した票は「人民戦線」に投じられた票であると断定し、同党を「共産主義の代弁者」、モスクワが宣伝する政策の「伸ばされた腕」と決めつけるとともに、選挙結果の正当性について疑問を呈した⁽⁷⁶⁾。さらに、宮廷側から、共産主義者との関係を明確にすることが、国民農民党政権成立のための必須条件と伝えられたことは、同党指導部に深刻に受け止められた。この結果、党首のミハラケが、「我々は、過去においても、現在においても、人民戦線には反対である」と下院で言明することになる⁽⁷⁷⁾。

さらに、国民農民党内においても、共産党に対するアレルギーやコミンテルンの影響力に対する警戒感が根強かった⁽⁷⁸⁾。1933年初頭のストライキ・騒擾の暴力的鎮圧、共産党や関連組織の非合法化、活動家の一斉逮捕といった弾圧措置を実行したのは国民農民党政権であり、その指揮を執ったカリネスクを筆頭に、党内には非公式協力さえ論外とする、筋金入りの反共主義者が多数存在した。

1936年初頭における「人民戦線」の胎動と補選の勝利は、政権獲得のイニシアティブを喪失し、

極右勢力の攻勢に曝されていた国民農民党にとって、反転攻勢の最後の好機であった。しかし、この可能性が現実となることはなかった。左翼勢力の脆弱性・特異性に加え、「大農民集会」の挫折以来、急速に求心力を失いつつあった同党指導部にとって、党内の異論を抑えて「人民戦線」参加というリスクの大きい新機軸を打ち出すことは、極めて困難であったからである。ここに、「反ファシズム」を合言葉に、国民農民党と左翼勢力が提携するという道は閉ざされた。政権展望に加えて、確たる活動戦略や提携相手を喪失した同党は、いっそう深刻なイモビリズムに陥ることになる。

(3) 政府の極右に対する「宥和政策」

国民農民党の退潮が明白となり、左翼勢力も窒息させられる一方で、極右勢力が次第に地歩を固めつつあった。彼らは、反共・反ユダヤ主義という争点を巧みに利用し、国民農民党や左翼政党、民主派の新聞雑誌に打撃を与えることに成功したが、これはタタレスク内閣の極右に対する「宥和政策」と密接に結び付いていた。左翼勢力に対する徹底弾圧とは対照的に、極右勢力による街頭での示威行動や暴力行為が治安機関の制止・妨害を受けることは稀であり、裁判においても「寛大な司法」の恩恵を受けていた。先の補選においても、民族キリスト教党は独自候補の擁立を見送った政府与党の公然たる支援を受けることができた⁽⁷⁹⁾。軍団員による「勤労キャンプ」の活動も、この時期においては放置されていたのである。

このような「宥和政策」の背景としては、国王や軍、正教会、国民自由党を中心とする伝統的・保守的支配層と極右勢力の間に存在した民族主義的なコンセンサスが重要である。それは、ユダヤ人やハンガリー人などの少数民族が（特に新領土において）占めていた自由業や商工業分野における有力な地位に、ルーマニア人が取って代わり、「外国的な」都市をルーマニア化するという願望・課題である⁽⁸⁰⁾。手段の違いこそあれ、「ルーマニア化」という目標自体は、統治権力の中核を占める穏健派ナショナリストも共有していたのである。

同時に、タタレスク内閣が、国民農民党や左翼勢力を攻撃するための手段として、極右勢力を利用しようとしていたことも明白である。首相タタレスクは、1935年9月24日に、コンスタンツァで次のような演説を行った。

「立憲的方法の枠内で活動し、議会と合法的かつ穏健な手段を通じて政府の活動を統御し、批判する野党としては、ヨルガ、アルジェトイアヌ、ゴガ、ユニアン、ヴァイダ＝ヴォエヴォドの各氏の政党が挙げられる。国家生活の中で重要な役割を果たしているこれらの野党と並んで、公然若しくは内密の、憎悪と扇動による政治キャンペーンを通じて活動し、暴力行為による政権転覆を最終的な目的とする他の野党が存在する。それは、ミハラケとマニウ、アヴェレスク元帥、ギョルゲ・ブラティアヌの各氏の政党である⁽⁸¹⁾。」

つまりタタレスクは、国王に対する態度と国民自由党との競合という二つの基準により野党を区分し、親国王・政権寄りの極右勢力を、国民農民党への対抗動員や牽制、左翼への攻撃や世論操作に用いたのである。このような戦術の前提には、政府の働きかけにより、極右勢力の反体制的・暴力的側面を弱め、君主制擁護や「反共主義」といった「肯定的な側面」を促進することが可能であるという認識が存在した。これは民族キリスト教やヴァイダ派には妥当したが、軍団運動に関しては完全に期待を裏切られることになった。

そして、このようなタタレスク内閣の行動は、「再版」寡頭的議会制の腐蝕をいっそう進める結果となった。同内閣の極右勢力への宥和姿勢は、一面では、「左翼の脅威」に対して、軍団まで含めた右翼勢力を広範に取り込もうとした保守勢力の方針と捉えることができるが、左翼勢力の周辺性を考慮すれば、主たる標的が国民農民党であったことは明白である。しかし、「輪番政治」の「パートナー」、政権担当資格・能力をもつ「統治政党」に対して、極右勢力の街頭行動を「喉ける」という行為は、寡頭的議会制下での行動様式からの逸脱を意味していた。同時に、政府の「宥和政策」

は、極右勢力の活性化という思わぬ副産物をもたらすことになる。つまり、元々脆弱な左翼勢力が窒息した後には、「極右の脅威」が前面に現れるのである。

とりわけ重大な帰結をもたらしたのは、軍団運動の成長である。1936年の春から夏にかけて、軍団学生は数多くの暴力事件・騒擾を引き起こすことになるが、これは、統治権力によっては馴化され得ない、その特質をまざまざと見せつけることになった。国民自由党政府の「宥和政策」にも拘わらず、軍団の「寡頭的支配層」に対する敵意や、暗殺や街頭での騒擾で発揮されるその暴力性が弱められることはなかった。「宥和政策」は結果的に、軍団に宣伝活動などの多くの機会を提供し、その政治的資源の増大をもたらしたのである。これは政府にとって大きな誤算であり、1936年秋の内閣改造以降、軍団に対する「宥和政策」は徐々に修正を余儀なくされることになる。同時に、この時期の軍団運動の攻勢は、国民農民党内部における「国王派」(カリネスク派)の結晶化という思わぬ副産物を生みだした。権力政治的動機から宮廷への接近を開始したカリネスクは、軍団の脅威の増大を受け、国内秩序回復のためには政府の威信回復と執行権の強化が不可欠であるとして、国王親政を核とする「強権政府」の樹立という構想を次第に明確化させていくのである。

3.3 危機の先鋭化

(1) 1937年秋の内閣危機

タタレスク内閣の4年間は、表層的な政治的安定の下で、国王の権力領域の増大と体制の権威主義化が着実に進行した時期と特徴づけられるが、このような体制の変容は、総選挙を控えた1937年秋に、一気に表面化することになった。

総選挙が近づくと、国王カロールは慣例に倣い、1937年11月中旬に、首相経験者や各党党首、両院議長などを宮廷に招き、次期政権のあり方について諮問した。基本的には、次の四つの選択肢が存在した。第一は、最大の野党であり、同年前半の地方選挙の実質的な勝利者である国民農民党に政権を委ねるというものである。これは、二大政

党が交互に政権を担当するという慣行に合致しており、党首のミハラケ自身も、政権を引き受ける用意がある旨を言明していた。加えて、与党国民自由党の党首であるディヌ・ブラティアヌも、国民農民党政権を支持していた。彼の考えでは、国民自由党にとっては、党内対立の修復と、ギョルゲ・ブラティアヌ派との再統合が優先事項であり、そのためには一旦下野する必要があった⁽⁸²⁾。第二は、タタレスク内閣の継続である。この選択肢は、タタレスク周辺を除くと、ヨルガのみが支持していた⁽⁸³⁾。第三は、選挙管理内閣の下で総選挙を実施した後で、その結果に基づいて、政権を構成するというものである。この主張は、ゴガやギョルゲ・ブラティアヌといった小政党の指導に多く見られた⁽⁸⁴⁾。第四は、国王親政、実際には国王独裁の樹立である。これを熱心に主張したのは、国王側近のアルジェトイアヌであった。彼はまず、タタレスク内閣の4年間を「偽りの」平穏状態と規定し、経済的停滞や精神的危機が進行したと指摘する。その結果、国民の間に議会制度や寄生的体制、つまり無能で腐敗した官僚制に対する不満が鬱積し、国王待望論が形成されたとして、次のように述べた。

「我々が嵌り込んだ泥濘から脱する唯一の方法は、全体主義的政府、権威と秩序に基づく政府、選挙や政党のいかなる圧制も免れた政府、個人や政党の観点ではなく、国家枢要の人材という観点からのみ選ばれ、君主に指名された一団から構成される政府である⁽⁸⁵⁾。」

さらに彼は、国際情勢に目を転じ、ドイツ、イタリア、ポルトガル、ポーランドにおける目覚ましい成果によって、全体主義的・権威主義的体制の威信が高まっていると指摘し、その例証として、同時期に生じていたブラジルの大統領ヴァルガスによるクーデタを挙げた。その上で、国内においても同様の体制を熱狂的に歓迎する機運が熟したと述べ、国王に決断を促した⁽⁸⁶⁾。国王もまた、彼の主張に賛意を表していたとのことである⁽⁸⁷⁾。ここに、既存の憲法の枠内における国王親政体制を

超えて、議会・政党を排除した国王独裁の構想が公然と提起されたのである。

しかしこの時点では、国王は立憲主義的慣行を優先し、国民農民党の党首ミハラケに組閣を委任した。他方で、組閣に当たって、実質的に以下の四つの条件が課せられた。第一は、「民族主義的要素」、つまりヴァイダ派と提携すること。第二は、「継続性を保証するために」、国王が数名の閣僚を指名すること。第三は、「ある特定の潮流に対する安全」を確保するために、知事の指名に際し、事前に国王の承認を得ること。第四は、国民農民党左派のルブとマドジェアルを入閣させないことである。とりわけ、軍団の台頭によって示された世論の民族主義的傾向に因應するために、ヴァイダ派の入閣は不可欠とされた⁽⁸⁸⁾。このような閣僚を始めとする政府高官人事への国王の全面的な干渉は異例の事態であり、議会主義政党政治の慣行への重大な侵犯に他ならなかった。

これらは、同党にとって極めて厳しい条件であり、ミハラケは回答を保留した。翌日開かれた常任代表会議においては、カリネスクのようにヴァイダ派との合同による国民農民党の再統一を主張する意見も存在したが、圧倒的多数の幹部が、提案を拒否するように主張した。その結果、ミハラケは国王に謁見し、「ご要望に沿いたいのは山々であるが」、課せられた諸条件のため、組閣の大命を受諾するのは不可能であると伝えた⁽⁸⁹⁾。一連の展開に対して、国王自身は、その回想録の中で国民農民党への失望と批判を口にしていく。

「政略上の愚行であった。なぜなら、ヴァイダはその嗜好からして、ミハラケやマニウの周囲にいる、あまりにも民主的な要素との協力を受け入れられるはずもない。…このように民族主義的要素へのアピールが行われ、彼らがそれを拒否した場合には、彼らにはもはや、無視されたと思なされる権利はない。その結果、国民農民党単独で、統治のための最も強力な武器を手に入れるはずであった。マニウとマドジェアルが非妥協的で、政治的な柔軟さを欠いていたために、私の計画は水泡に帰したのである⁽⁹⁰⁾。」

しかし、国王の提示した諸条件は、議会・政党勢力の自立性・自律性を無視した屈辱的なものであり、党内問題にまで干渉された国民農民党の拒絶は十分に予想できたはずである⁽⁹¹⁾。その意味で、これを国王の挑発行為と解することさえ可能である。ここに、国王と国民農民党の決裂は決定的となり、ミハラケの政権獲得に向けての「待機戦術」も破綻した。その結果、ミハラケは辞意を表明し、マニウに対して、党の「指揮を執り、命令を下す」ように要請した。反国王派の急先鋒で、「護憲闘争の象徴」であるマニウが、満を持して国民農民党の党首に選出されたのである⁽⁹²⁾。

他方で、国民農民党の拒絶を受け、再びタタレスクに組閣の大命が下された。国王は、この選択に関し、政界や世論において少なからぬ不満が存在することを理解していたために、タタレスクに対して、「より広い政治的基盤」に依拠して組閣するよう求めた。これを受けて、タタレスクは、小党の党首と連立交渉を行ったが、協力に応じたのはヨルガのみであった⁽⁹³⁾。その結果、1937年11月17日、実質的に国民自由党の単独政権として、第四次タタレスク内閣が発足した。新内閣の主たる役割は総選挙の実施であった。戦間期において唯一任期を満了した議会は、1937年11月20日に解散し、下院選挙は1937年12月20日に、上院選挙は12月23-28日に行われることとなった。

以上のように、1937年の秋に生じた内閣危機は、「再版」寡頭的議会制の腐蝕を顕在化させ、それを一挙に促進した。国王が次期政権に関して有力政治家へ諮問を行うという慣例は守られたが、国王側近の政治家によって、漠たる国王待望論ではなく、国王独裁の構想が公然と主張されるに至ったことは、国王の権力領域が拡大したことを端的に示していた。より重要なのは、政権交渉に際しての国王カロルの行動様式である。国王は次期政権の最有力候補である国民農民党に対して、閣僚を始めとする政府高官人事を彼が握ることや、同党と敵対関係にあるヴァイダ派との提携を要求した。彼の行動が、「再版」寡頭的議会制下における君主の行動様式から逸脱していることは明白である。これは、国民自由党内閣の下で増殖を続けた

自身の権力基盤を、断固として保持する意思を表明したものであり、換言すれば、国王カロルの「親政モデル」への本格的な傾斜を示していた。さらに、一連の過程を通じて、議会政治の空洞化がいつそう進行することになった。同時に、国王のこの行動は、以下で述べるように、政治勢力の配置や均衡に重大な影響を及ぼすことになる。

(2) 反国王3政党の選挙協定

選挙戦が開始される直前に、世論を驚愕させる事態が生じた。1937年11月25日に、政党「すべてを祖国のために」(軍団運動)、国民農民党、ギョルゲ・ブラティアヌ派という三者の間で、次のような「選挙不可侵協定」が締結されたのである⁽⁹⁴⁾。

「署名した政党の間で、選挙の自由の擁護と、その公正の確保を目的とした協定を締結する。これらの政党は、現在の選挙の期間中、提案された目的のために、不可侵協定を締結する。不可侵協定は、暴力的ないし誹謗中傷に当たるような行為や発言の抑止を意味しているが、独自のイデオロギーの表明や、誠意ある議論を妨げるものではない。この協定に加わるように、他の政党にも呼びかける。共同委員会が、違反行為が生じた場合に適用されるべき手続きと諸措置について決定する⁽⁹⁵⁾。」

そもそも軍団は、党機関紙において、国民農民党を「悪魔の申し子」、「ユダヤ人と共産主義のまがい物」と執拗に攻撃しており⁽⁹⁶⁾、同年の地方選挙においても、国民農民党との衝突を繰り返していたヴァイダ派を支援した。さらに、11月の内閣危機の際には、「国民農民党内閣＝人民戦線＝ボルシェヴィズム」と定式化し、「ルーマニア版ケレンスキー内閣を阻止せよ」というスローガンの下、ミハラケ内閣構想への反対運動を展開した⁽⁹⁷⁾。軍団が態度を一変させた理由は明確である。同党の党首がミハラケからマニウに交代したことにより、同年春から試みられていたマニウと軍団指導者コドリャヌ C. Z. Codreanu の接近が一気に表面化したのである。実際、軍団にはマニウの国民農民党と協力する十分な理由が存在した。第一は、提

携相手の必要性である。軍団の場合、政府による選挙運動への干渉や妨害に加え、1933年総選挙の時のように非合法化される可能性さえ存在したために、孤立の回避は至上命題であった。第二は、国民農民党、とりわけ「建国の父」の一人であるマニウが保持していた威信である。一連のテロ行為による負のイメージを払拭できていない軍団にとって、同党との提携は、自身を‘respectable’に見せる格好の手段であった。第三は、両党の接近によってもたらされる、国民農民党の内部対立の激化である。それにより軍団は、同党が政権からいっそう遠ざかることを期待できた。

他方、国民農民党にとっての目的は協定の内容に尽きた。選挙における国家機関の干渉を最小限に押し止め、与党が得票率40%の閾を突破するのを阻止することである。地方選挙の結果を考慮に入れば、同党が勝利する可能性も存在し、その場合には国王も、マニウを首班とする国民農民党政権を認めざるを得ないであろうと想定することができた。

しかし、この協定は国民農民党の内外で激しい非難を呼び起こした。まず、同党とは友好関係にあり、選挙連合を組んだこともある社会民主党や急進農民党が、軍団を「民主主義と市民的自由の敵」、「全体主義体制」の樹立を企図する運動と位置づけた上で、マニウの行為を糾弾し、同党との提携を拒否する姿勢を示した⁽⁹⁸⁾。さらに、すでに深刻な対立を抱えていた党内に修復不可能な亀裂をもたらす結果となった。親国王派で、対軍団強硬派の急先鋒でもあるカリネスクは、協定が反国王の性格をもつことを指摘し、是認できないと主張した⁽⁹⁹⁾。彼は、王室を政争に巻き込まないということを条件に辛うじて同党に留まったものの、この時点で党を完全に見限った⁽¹⁰⁰⁾。カリネスクを中心とする「中道派」には国王との関係悪化を危惧する声が強く、幹部の一人、コスタケスクは離党を表明した⁽¹⁰¹⁾。他方、ルプを中心とする左派の場合、マニウの反国王闘争には肯定的であったが、激しい敵対関係にあり、時に名指しで脅迫を受けていた軍団との提携には「中道派」以上に抵抗があった⁽¹⁰²⁾。

深刻な反発に直面したマニウは、記者会見を行い、協定の目的について釈明するとともに、国民農民党は断固として議会制民主主義を擁護しており、西欧の民主主義列強に対して親近感を抱いていると強調した⁽¹⁰³⁾。しかし、この数日後にはムッソリーニとヒトラーを高く評価する演説を行い、センセーションを巻き起こした⁽¹⁰⁴⁾。選挙協定を始めとするマニウの言動は明瞭さを欠いていた。それ故、原理原則をないがしろにした選挙戦術と見なされたのみならず、民主左派系の新聞雑誌や国民農民党の支持者の間においても、同党とマニウの立憲主義や議会主義へのコミットメントに疑問を抱かせるといって、重大な帰結を招いたのである。

野党として国民自由党政府と極右勢力の圧迫に晒され、内紛も抱えていた国民農民党にとって、政権奪還は至上命題であった。そして、国王の提案を拒否した以上、野党の立場で総選挙を戦い、与党国民自由党に勝利することが、政権獲得の唯一の方法となった。しかし、このような意味での政権交代は、ルーマニア憲政史上例がなく、とりわけ政府の選挙干渉を排除することが前提条件と位置づけられた。それ故、国民農民党は、同党に次ぐ有力な野党勢力、軍団運動との提携を選択したのである。ここに、国王抑止と軍団抑止のディレンマの囚人に陥った国民農民党の苦境が集約されている。この選択は、戦間期ルーマニアの議会制が危機を迎えていたまさにその時に、立憲主義・議会主義に最も忠実な姿勢を取り続けてきた国民農民党・マニウ派が、それに最も敵対的な軍団に接近し、それを議会政治の空間の中に呼び込んだことを意味する。その結果、同党は国王と軍団の双方からの牽引力によって引き裂かれ、政党配置は混乱に陥った。反国王の立場からのマニウ派の選択は、逆説的にも、議会制の解体プロセスをさらに進める契機になる。他方で軍団は、国王を始めとする「寡頭的支配層」との対決姿勢を全面的に打ち出すことで、社会的な「抗議運動」として広範な支持を糾合するとともに、国民農民党との提携により政治的孤立からの脱却も可能となった。

(3) 「再版」寡頭的議会制の破綻

反国王派三巨頭の共闘に、最も危機感を抱いたのは、言うまでもなく国王カロルであった。彼は、3人の政治家の矛先が、彼の政策のみならず、彼自身や愛人ルベスクに向けられていることをよく理解していた。実際、マニウの率いる国民農民党や軍団運動を中心として、国王やその「取り巻き」を糾弾するキャンペーンが精力的に展開され、国王に批判的な世論が形成されつつあった⁽¹⁰⁵⁾。これに対して政府は、選挙戦の序盤において部分解除されていた戒厳令を、再び導入し、野党の選挙運動に対する抑圧措置を強化した⁽¹⁰⁶⁾。とりわけ集会の自由に制限が加えられ、例えば、12月12日にブクレシュチで行われた国民農民党の大集会は、催涙弾の投入によって強制的に解散させられた⁽¹⁰⁷⁾。言論統制も強化され、国王や王族、君主制を直接的に非難した者を、即座に訴追するように求める通達が出された⁽¹⁰⁸⁾。

そして、1937年12月20日、総選挙の投開票が実施されたが、翌日に大勢が明らかになると、政界は驚愕に包まれた⁽¹⁰⁹⁾。ルーマニアの憲政史上初めて、政権党が敗北したのである。1923年に制定された選挙法は、40%以上得票した政党に、「プレミアム」として自動的に議席の半分を与えた上で、残りの半分を、2%以上得票した全政党に得票率に応じて分配することを定めていた。歴代内閣は等しく、40%の閾を越え、安定多数を確保していたが、タタレスク内閣の得票率は、40%を大きく割り込んでいたのである。危機的状況に直面したタタレスク内閣は、選挙法の解釈の変更、つまり、全有効票の40%以上ではなく、他の全政党の得票に対して40%以上の得票があるならば、「プレミアム」を受けられるという極めて強引な主張に基づいて、事態を打開しようと試みた⁽¹¹⁰⁾。このような混乱によって、選挙後1週間を経ても、選挙結果が確定しないという異常な事態が続いていたが、最終的に、中央選挙委員会はタタレスク内閣の主張を退けた⁽¹¹¹⁾。この結果、各党の獲得議席数はそれぞれ、国民自由党が152議席（得票率35.92%）、国民農民党が86議席（同20.40%）、「すべてを祖国のために」（軍団運動）が66議席

（同15.58%）、民族キリスト教党が39議席（同9.15%）、ハンガリー人党が19議席（同4.43%）、ギョルゲ・ブラティアヌ派が16議席（同3.89%）、急進農民党が9議席（同2.25%）となった⁽¹¹²⁾。

タタレスク内閣が、「議会を作る」、つまり、安定多数を確保するのに失敗した理由については、国王カロル2世による、次のような興味深い指摘が存在する。

「選挙の前に内閣改造が行われ、フラナソヴィチが内相に任命された。彼は、ヨネル・ブラティアヌとドゥカの時に内務次官を経験し、この職務を熟知していたが、政権からの撤退派であった。私の印象では、彼は、選挙は公正に行われるべきであるとの口実によって、その職務にあまり精励せず、その結果、政府は敗北したのである⁽¹¹³⁾。」

しかし、前回の1933年総選挙の時ほど苛烈ではないにしても、上述したように、一定程度の選挙干渉が行われたことは間違いない⁽¹¹⁴⁾。したがって、内相フラナソヴィチの「怠慢」が事実であるにせよ、それが決定的な理由とは考えられない。

むしろ、野党が「自由かつ公正な選挙」の確保を目的として一致団結したことが大きな意味をもったと考えられる。とりわけ、軍団運動と国民農民党という、大衆的基盤と献身的な活動家（軍団員及び「農民防衛団員」）を有する両党が提携し、国家機関による選挙運動の妨害などへの監視に当たったことは、政府の選挙干渉に対する効果的な牽制となった。

最も重要なのは、国民（有権者）の意識の変化である。1918年における男子普選の導入から1937年の総選挙に至るまでに、9度にわたる総選挙が実施されたが、この過程において、有権者の政治意識、とりわけ選挙や政党に対する理解が一定程度深まったと考えられる。実際、1928年の国民農民党の得票率（77.76%）を頂点として、与党の得票率、つまり「議会を作る」能力は、大幅に減少しつつあった⁽¹¹⁵⁾。変化の背景としては、この間に生じた識字率の著しい向上が重要であろう。1930年の識字率は57%であったが、次にセンサス

が実施された 1941 年には、それが 76.9%へと急上昇している。また、男性の識字率に限定すれば、30 年の時点でも 69.2%、とりわけ若年層（13-19 歳）では 78.3%に達しており、この層が 1937 年には有権者に加わったのである⁽¹¹⁶⁾。

有権者の政治意識の高まりを鋭く指摘したのが、「内政におけるヴァルミー」と題された、日刊紙『松明』の以下のような論説記事である。

「…一般的に、そして大枠において、人民は十分に理解したのである。彼らは、きっぱりと、そして粘り強く、自由党の『手法 *tehnica*』は敗北すべきであるとの意思を表明した。我々は、想像以上に、民主主義の実践ということに習熟していた。この選挙においては、まさに普通選挙権というものが、公的生活での憲法遵守を求める人々を鼓舞する形で、その政治的存在感を示したのである⁽¹¹⁷⁾。」

政権党の敗北以上に、政界、とりわけ、与党陣営や宮廷を「恐慌と絶望」（アルジェトイアヌ）へと追い込んだのは、軍団運動の大躍進であった⁽¹¹⁸⁾。実際、総選挙の 2 日後、勝利の興奮冷めやらぬコドリャヌは、次のような声明を発表した。

「勝利は我らのものである。間もなく、それは完全なものとなるであろう。我々がこの国の支配者となった暁には、ルーマニアを今ある窮状へと導くのに貢献したすべての政治家たちに、ブクレシュチからベルリンまでの高速道路を作らせるとしよう！⁽¹¹⁹⁾」

ここに、ルーマニアの伝統的な政治システムは、完全な手詰まりへと陥ったのである。軍団が 66 議席を獲得したことによって、与党国民自由党の敗北が決定的になるとともに、過半数の 194 議席を超えられるような、「可能な組合せ（政権連合）」も失われた。国民自由党が連合可能なのは民族キリスト教党のみであったが、この組合せでは過半数には及ばず、そもそも、実質的に敗北した同党が政権に留まるのは困難であった。他方で、野党側も、過半数を確保するためには、最低限国民農民党と軍団が連合した上で、他の小政党を抱き込

む必要があったが、政治的立場やイデオロギーの根本的な違いから、これは到底不可能であった。同時に、選出された議会を即座に解散し、再び総選挙を行うという選択肢も、軍団のさらなる飛躍に対する危惧から、除外されていた⁽¹²⁰⁾。さらに、内政・外交の両面における急進的な変革と、既存の支配層への復讐・処罰を主張する軍団の躍進は、それ自身が伝統的支配層にとって深刻な脅威であった。この選挙結果を受けて、国王が軍団運動について次のように総括した時、両者の対立はまさに臨界点を迎えていたのである。

「…私にとっては、[コドリャヌに組閣を委ねることは一引用者] 全面的かつ絶対に不可能であった。それは、彼ら [軍団員一引用者] が奉じているテロリストの手法、暴力的な反ユダヤ主義、外交における明確に急進的な志向、つまり、既存の同盟の廃棄と、ドイツにのみ接近しようとする不自然な結びつき、そして、より一般的に、彼らのあらゆる急進的かつ反社会的な方法の故である⁽¹²¹⁾。」

1937 年の総選挙に至る過程、対立構図、選挙結果は、二大政党である国民自由党と国民農民党の凋落と、「再版」寡頭的議会制の破綻を意味していた。政治の舞台に残されたのは、権力領域を著しく増大させた国王カロールと、街頭のみならず議会においても圧倒的な存在感を示すに至った軍団運動のみであり、遂に両者が直接対峙するに至ったのである。1933 年末から進行した体制変容のこれが帰結であった。

4. 結論と展望

1937 年 12 月 28 日、総選挙によって示された有権者の民族主義勢力に対する支持への応答として、民族キリスト教党のゴガに組閣の命が下った。この極右政権の下で、反ユダヤ主義的政策を中心とする市民的自由の抑圧と「国王親政体制」への傾斜がいつそう明確となる。さらに、1937 年総選挙で選出された議会が、一度も招集されずに解散されたことにより、議会政治の空洞化が一挙に進

行するとともに、再度の選挙戦を通じて、軍団運動を中心とする街頭闘争が制御不能な水準にまで高揚する。ここに、国王を中心とする伝統的支配層は、議会制の最低限の形式さえ維持する意思を喪失し、議会制廃棄・政党排除による国王直接統治体制、つまり国王独裁の樹立に踏み切るのである。

本稿を結ぶにあたり、以下では戦間期ルーマニアの議会政治が機能不全に陥り、遂には破綻した理由について、「再版」寡頭的議会制に特有の構造的脆弱性という観点から説明を試みたい。

第一は、上述したように、政治システムの安定が、調停者の役割を果たす君主ないし「元老的政治家」という個人の資質や威信に大きく左右される点である。そのような君主・政治家が不在の場合、円滑な政権交替や新興勢力の取り込みによるシステムの拡大再生産が困難となる。さらに、政治指導において非公式・非制度的な人的結合が軸となっているため、「宮廷政治」が肥大化する危険性が絶えず存在するが、この点を巧みに衝き、自身の権力領域を拡大したのが国王カロルであった。

第二は、「再版」寡頭的議会制下の選挙や政権交替の特異な性格である。擬似政権交替とも呼ぶべき「輪番政治」には、寡頭的支配層の特定党派による権力の独占を回避し（エリート間での利益調整・協調）、併せて長期政権に不可避の「統治による消耗」を相互に補完するとともに、民意の反映を擬制し、競争と対立を演出するという機能・役割が存在した。しかし、議会の多数が時の政府の操作によって人為的に作り出される「再版」寡頭的議会制では、選挙が社会の実情や「国民の意思」のあらわれではないので、1930年代のルーマニアのように、社会の流動化や大衆の政治的動員が一定程度進展すると、擬制と実態の乖離が広がることになる。この結果、議会政治の空洞化・形骸化や、大衆の不満の受け皿となりえなかった既成政党の凋落が進行した。同時にこれは、議会以外の政治空間／政治回路、つまり「宮廷政治」と「広場（街頭）の政治」の肥大化につながり、前者の「要」に位置する国王と、後者を制した軍団運動の政治的影響力の急成長をもたらしたので

ある。

最後に、南東欧比較政治史の文脈に戦間期ルーマニアの議会政治を位置づけた上で、今後の課題について簡単に述べたい。本論で繰り返し述べたように、ルーマニアにおける寡頭的議会制や「輪番政治」の復元力は際立っており、それはブルガリアの事例と比べるとより明瞭となる。ブルガリアでは、第一次世界大戦の終盤から左派勢力（農民同盟と共産党）が主導する形で大衆政治の局面に突入し、これが戦間期ブルガリア政治に不可逆的な変化をもたらした。すなわち、農民同盟政権が極右から中道勢力までを糾合したクーデタによって打倒された後も、安定的な寡頭支配体制が再建されることはなく、共産党を含む左派が一定の勢力を保持するとともに、将校グループを中心とした権威主義的刷新の試みが繰り返され、政治的分極化と不安定化が持続することとなる。

対照的な展開を見せた両国であるが、1930年代後半には、ともに議会制廃棄・政党排除による国王直接統治を特徴とする体制へと移行する。このような現象は、ユーゴスラヴィア、アルバニアを含む同時期の南東欧諸国に幅広く見られ、「国王独裁」と一括して呼ばれることが多い⁽¹²²⁾。確かに「国王独裁」モデルは、戦間期の中・東欧に形成された非民主的体制群の中に「南東欧」を位置づける上での、有効なアプローチと考えられる。しかし、これまでの研究では、それが「国王独裁」と一括できるような、（政治体制論の視座から見た）共通性を有するののかという問題は、十分に検討されてこなかった。このような視座からの「国王独裁」モデルの精緻化と、「国王独裁」群におけるルーマニアの体制の特異性の解明は、今後の課題としたい。

注

- (1) M. Kaser/E. Radice(eds.), *Economic Structure and Performance between the Two Wars*, Oxford 1985, pp.155f.
- (2) 1930年代ルーマニアの体制変動に関する研究史については、拙稿「国王独裁対軍団運動—1930年代ルーマニアにおける権威主義体制とファシズム運動のダイナミクス—」（東京大学大学院法学政治学研究科博

- 士論文, 2010年), 2-10頁参照。特に, 軍団運動の研究史に関しては, 同「戦間期ルーマニアの軍団運動—その研究史に関する覚書—」(『東欧史研究』第22号, 2000年)参照。
- (3) Carol al II-lea, *Între datorie și pasiune, Însemnări zilnice*, vol. I (1904-1939), București 2003.; Armand Călinescu, *Însemnări politice. 1916-1939*, Bucureși 1990.; Constantin Argetoianu, *Însemnări zilnice*, vol. III, București 2001.
- (4) 独立系の日刊紙『世界 Universul』(右派), 『松明 Facla』(中道), 『真実 Adevărul』(中道左派), 『朝 Dimineața』(中道左派), 軍団運動の機関紙『みあげ Buna Vestire』, 国民農民党の機関紙『正義 Dreptatea』など。
- (5) Monitorul Oficial, Partea a III-a, Dezbaterile parlamentare, Adunarea deputaților (以下, M.O., D.A.D.と略記)。
- (6) Public Record Office, FO 371: Political correspondence of the Foreign Office (以下, PRO, FO 371と略記)。
- (7) 19世紀後半のヨーロッパの「ペリフェリー(周辺)」, とりわけ, スペイン, ポルトガル, ギリシア, ルーマニア, セルビア, ブルガリアにおいては, このような寡頭の議会制が広く見られた。寡頭の議会制については, 以下を参照。横田正顕「ヨーロッパの『ペリフェリー』における寡頭的議会政」(『思想』第873号, 1997年); Nicolas P. Mouzelis, *Politics in the Semi-Periphery: Early Parliamentarism and Late Industrialization in the Balkans and Latin America*, Basingstoke 1986。
- (8) 選挙において, 政党の如何を問わず常に与党に投票する有権者(の割合)を「政府持参金 zestrea guvernamentală」と捉え, その計量的分析を試みた先駆的研究として, 以下を参照。Marcel Ivan, *Evoluția partidelor noastre politice în cifre și grafice 1919-1932*, Sibiu 1933.; Mattei Dogan, *Analiza statistică a “democrației parlamentare” din România*, București 1946。
- (9) Ioan Scurtu, *Din viața politică României, 1918-1926*, București 1975, pp.11-18。
- (10) *Enciclopedia României*, vol. I, București 1938, p.142.; Andrew C. Janos, *East Central Europe in the modern world*, Stanford 2000, p.167。
- (11) UNESCO, *Progress of Literacy in Various Countries: A Preliminary Statistical Study of Available Census Data since 1900*, Paris 1953, p.163。
- (12) ユーゴスラヴィアの事例に関する政治学的分析としては, 平田武「第一次世界大戦後の東中欧における新興デモクラシーの苦難—ポーランド・ユーゴスラヴィア」平成17~19年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書『戦間期セミ・ポリアーキー諸国における政治体制変動の研究』, 2008年, 30-34頁。
- (13) M・ウェーバー『支配の諸類型』(世良晃志郎訳, 創文社, 1970年), 174-175頁, 194-198頁.; 雀部幸隆『ウェーバーと政治の世界』(恒星社厚生閣, 1999年), 107-124頁.; さらに, 以下の論文から重要な示唆を受けた。川田稔「戦間期政党政治と議会制的君主制の構想」(『思想』第996号, 2007年)
- (14) M・ウェーバー前掲書, 195-196頁.; 雀部前掲書, 114頁, 116-117頁.; 川田前掲論文, 36頁。
- (15) M・ウェーバー前掲書, 174-175頁, 196-197頁.; 雀部前掲書, 114-115頁, 117-118頁.; 川田前掲論文, 36頁。
- (16) Ion Mamina, *Monarhia constituțională în România. Enciclopedie politică. 1866-1938*, București 2000, pp.18f, 43f.
- (17) *Ibid.*, pp.23f, 48f.
- (18) カロル1世の下での君主制の作動様式に関する実証研究としては(但し, 世紀転換期の前まで), Edda Binder-Iijima, *Die Institutionalisierung der rumänischen Monarchie unter Carol I. 1866-1881*, München 2003。
- (19) Ioan Scurtu/Gheorghe Buzatu, *Istoria românilor în secolul XX(1918-1948)*, București 1999, pp.117, 125, 136, 138, 145f, 156, 161, 163f, 167f, 177f, 181f; Ioan Scurtu, *Criza dinastică din România*, București 1996, pp.13, 26f.
- (20) Scurtu, *Criza dinastică*, pp.9-22。
- (21) *Ibid.*, pp.22-32。
- (22) *Ibid.*, pp.36-60。
- (23) *Ibid.*, pp.13, 26, 59。
- (24) カロル2世の政治志向については, 拙稿「戦間期ルーマニアにおける軍団運動の興隆」(『国家学会雑誌』第113巻5・6号, 2000年), 166頁。
- (25) N. Iorga, *Supt trei regi. România contemporană de la 1904 la 1930*, Brașov 1999, p.339.; Armin Heinen, *Die Legion “Erzengel Michael” in Rumänien*, München 1986, p.240。
- (26) 「再版」寡頭の議会制の拡大再生産から, さらに, より広範な大衆の政治参加を前提とした議会制への漸進的「移行」が生じるというシナリオも想定できるが, やはりその実現可能性は低かったであろう。
- (27) Hans-Christian Maner, *Parlamentarismus in Rumänien (1930-1940). Demokratie im autoritären Umfeld*, München 1997, p.163.; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.284。
- (28) Maner, *op.cit.*, pp.163f.; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, pp.283f。
- (29) *Constituția din 1923 în dezbaterile contemporanilor*, București 1990, p.633。
- (30) Maner, *op.cit.*, pp.444, 448。
- (31) その典型が, 野党の選挙運動を妨害するための, 選挙期間における戒厳令の布告である (*Ibid.*, pp.442, 444.)。
- (32) *Ibid.*, p.449.; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.291。
- (33) Maner, *op.cit.*, p.446.; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.291。
- (34) Maner, *op.cit.*, p.449。
- (35) *Constituția din 1923*, p.616。
- (36) *Ibid.*, p.617。
- (37) Maner, *op.cit.*, p.464。

- (38) *Constituția din 1923*, p.617.
- (39) Maner, *op.cit.*, pp.464f.
- (40) *Ibid.*, p.465. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, pp.291f.
- (41) Ioan Scurtu et al.(eds.), *Istoria României între anii 1918-1944, culegere de documente*, București 1982, pp.290f.
- (42) *Ibid.*, p.293.
- (43) Maner, *op.cit.*, pp.476-479. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, pp.289f.
- (44) Scurtu et al.(eds.), *Culegere de documente*, pp.294ff.
- (45) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.290. ; Maner, *op.cit.*, p.480.
- (46) Maner, *op.cit.*, pp.480-483. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.290.
- (47) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.290.
- (48) *Universul*, 15. iunie 1934.
- (49) 1934-35年に発令された21の緊急命令の大部分(14)が、開会直前の一ヶ月以内に発せられている。1935-36年の時期にいたっては、開会前日に18もの緊急勅令が発せられた(Maner, *op.cit.*, pp.485ff.)
- (50) 例えば、「カルテルの規制及び監督に関する緊急命令」(1937年5月10日)や、「祖国防衛隊創設に関する緊急命令」(1937年10月8日)など。
- (51) Maner, *op.cit.*, p.484. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.290.
- (52) Maner, *op.cit.*, p.485.
- (53) *Ibid.*, p.488.
- (54) これはあくまでも相対的なものであり、実際、タタレスクの母親は、ブルイアヌ家という名門貴族の出であった。
- (55) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.295.
- (56) 例えば、1937/38年においては、金属工業の生産物の70%が、国家の用途に充てられていた(Lucrețiu Pătrășcanu, *Sub trei dictaturi*, București 1944, 1996^{2nd}, p.20.)。
- (57) *Ibid.*, pp.22ff. ; Mușat/Ardeleanu, *op.cit.*, pp.95f, 115.
- (58) Mușat/Ardeleanu, *op.cit.*, p.115. ; Alexandru Gh. Savu, *Sistemul partidelor politice din România, 1919-1940*, București 1976, pp.64ff. ; Pătrășcanu, *op.cit.*, pp.65f, 98.
- (59) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.297. ; Maner, *op.cit.*, pp.188f.
- (60) *Adevărul*, 26. octombrie 1935. ; Călinescu, *op.cit.*, p.265
- (61) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.308. ; *Adevărul*, 26. octombrie 1935.
- (62) *Universul*, 29. octombrie 1935. ; Scurtu, *Din Viața politică*, p.322.
- (63) Călinescu, *op.cit.*, pp.263f.
- (64) *Adevărul*, 10/12. noiembrie 1935.
- (65) Călinescu, *op.cit.*, p.266.
- (66) *Ibid.*, p.267. ; *Dreptatea*, 12. noiembrie 1935.
- (67) Călinescu, *op.cit.*, pp.267, 269f.
- (68) *Ibid.*, pp.259, 280, 282ff. ; Scurtu, *Din Viața politică*, pp.325f.
- (69) Scurtu, *Din Viața politică*, pp.325f.
- (70) Ioan Scurtu et al.(eds.), *Istoria României între anii 1918-1944, culegere de documente*, pp.308-313.
- (71) *Adevărul*, 11-17. ianuarie 1936. ; *PRO*, FO371/20428, R670/282/37, 29. January 1936.
- (72) Călinescu, *op.cit.*, p.285. ; *PRO*, FO371/20428, R670/282/37, 29. January 1936.
- (73) Mircea Mușat/Ion Ardeleanu, *România după marea unire, vol. II, partea a II-a, noiembrie 1933-septembrie 1940*, București 1988, p.627.
- (74) *PRO*, FO371/20428, R1297/282/37, 28. February 1936. ; Mușat/Ardeleanu, *op.cit.*, p.629. ; Călinescu, *op.cit.*, p.290.
- (75) Henry L. Roberts, *Political Problems of an Agrarian State*, New Haven 1951, 1969^{2nd}, p.257.
- (76) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.311. ; *M.O., D.A.D.*, nr.48, ședința din 19 martie 1936, p.1852.
- (77) *M.O., D.A.D.*, nr.30, ședința din 27 februarie 1936, p.1139. ; *Ibid.*, nr.31, ședința din 28 februarie 1936, p.1154.
- (78) *Ibid.*, p.313. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.310.
- (79) *PRO*, FO371/20428, R1297/282/37, 28. February 1936.
- (80) Irina Livezeanu, *Cultural Politics in Greater Romania*, Ithaca, NY 1995, pp.7f.
- (81) *Universul*, 27. septembrie 1935. ; Scurtu, *Din Viața politică*, p.321.
- (82) Argetoianu, *op.cit.*, pp.209, 213. ; Carol al II-lea, *op.cit.*, p.232.
- (83) Argetoianu, *op.cit.*, pp.212, 220.
- (84) *Ibid.*, p.213. ; Maner, *op.cit.*, p.241.
- (85) Argetoianu, *op.cit.*, pp.214ff.
- (86) *Ibid.*, pp.216-219.
- (87) *Ibid.*, p.218.
- (88) Carol al II-lea, *op.cit.*, p.232. ; Argetoianu, *op.cit.*, p.221. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.329.
- (89) *Dimineața*, 16. noiembrie 1937.
- (90) Carol al II-lea, *op.cit.*, p.232.
- (91) 国王の提案を拒否した理由について、国民農民党の機関紙『正義』は、次のように述べている。「もし我々が、ヴァイダ氏との協力を受け入れたならば、祖国と世論は、国民農民党の誠実さと真剣さをどうして信じることができようか。当然、だれであれ、いかなる妥協や手段を用いても権力を手に入れたいという欲求によって、我々がそのように駆り立てられたのだと言うであろう。…国民農民党は、その役割と責任を自覚している。国民農民党にとって、大臣職や議席のために、その綱領や尊厳を放棄するなどということは、理解できないことである。」(*Dreptatea*, 16. noiembrie 1937.)
- (92) *Dreptatea*, 25. noiembrie 1937.
- (93) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.330.
- (94) この直後に、C・アルジェトイアヌもこの協定に加

わった。

- (95) *Dreptatea*, 26. noiembrie 1937.
- (96) *Buna vestire*, 7. aprilie 1937. ; *Cuvântul Argeşului*, II, no.34-37, 20. mai 1937.
- (97) *Buna vestire*, 11/12. noiembrie 1937.
- (98) *Lumea nouă*, 12. decembrie 1937. ; *Lumea românească*, 1. decembrie 1937.
- (99) Călinescu, *op.cit.*, pp.360f.
- (100) Heinen, *op.cit.*, p.350.
- (101) Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, p.331.
- (102) Scurtu, *Din viaţa politică*, p.381.
- (103) Heinen, *op.cit.*, p.350.
- (104) *Dimineaţa*, 2. decembrie 1937.
- (105) *Ibid.*, pp.284f.
- (106) *Ibid.*, p.283. ; *Universul*, 27. noiembrie 1937.
- (107) Argetoianu, *op.cit.*, p.277. ; Scurtu/Buzatu, *op.cit.*, pp.332f.
- (108) Argetoianu, *op.cit.*, pp.267, 289.
- (109) *Ibid.*, pp.295-298.
- (110) *Ibid.*, pp.301f. ; この解釈に基づいて計算した場合、他の全政党の得票に対する国民自由党の得票率は57%に達し、40%の閾を優に超える結果となる。
- (111) *Ibid.*, p.303.
- (112) *Monitorul oficial*, 30. decembrie 1937.
- (113) Carol al II-lea, *op.cit.*, p.232.
- (114) *Dreptatea*, 29./30. octombrie, 26. noiembrie, 14. decembrie 1937.
- (115) 例えば、1932年の総選挙における与党国民農民党の得票率は、40.3%にとどまっていた。
- (116) *Enciclopedia României*, *op.cit.*, pp.142f, 147. ; Janos, *op.cit.*, p.167.
- (117) *Facla*, 29. decembrie 1937.
- (118) Argetoianu, *op.cit.*, p.297.
- (119) *Ibid.*, p.299.
- (120) *Ibid.*, pp.297f.
- (121) Carol al II-lea, *op.cit.*, p.233
- (122) 例えば、Holm Sundhaussen, “Die Königsdiktaturen in Südosteuropa: Umriss einer Synthese”, in: Erwin Oberländer(ed.), *Autoritäre Regime in Ostmittel-und Südosteuropa, 1919-1944*, Paderborn/München/Wien/Zürich 2001. ; Juan J. Linz, “Crisis, Breakdown, and Reequilibration” [J・リンス『民主体制の崩壊－危機・崩壊・均衡回復－』（内山秀夫訳、岩波書店、1982年）], in: Idem/Alfred Stepan(eds.), *The Breakdown of Democratic Regimes*, Baltimore/London 1978, pp.82f.